

令和 7 年 7 月 31 日
調査及び立法考査局
行政法務調査室・課

英国の機密保全法制(罰則)

英国では、2023 年国家安全保障法 (National Security Act 2023) 及び 1989 年公務秘密法 (Official Secret Act 1989) に、重要な情報の漏洩等を取り締まる規定がある。

該当条文	処罰行為の類型	罰則内容
2023 年国家安全保障法		
第 1 条	外国勢力のために、英国の安全・利益を害することを知りながら ¹ 、「保護された情報」(英国の安全又は利益を保護する目的でアクセスが制限された又はアクセスが制限されていることが思料される情報や文書等) ² を取得・コピー・記録・保持する行為や開示する行為	終身刑若しくは罰金、又はその両方
第 2 条	外国勢力のために、無許可であることを知りながら、「営業秘密」(当該分野に精通した者であっても通常知りえない、実際に又は潜在的に産業・経済・商業面の価値を持つ、他者への漏示を防ぐ措置がとられていると思料されるような情報や文書等) ³ を取得・コピー・記録・保持する行為や開示する行為	14 年以下の拘禁刑若しくは罰金、又はその両方
第 3 条	英国に関連する活動を行う外国諜報機関を実質的に援助することを意図して行為すること (第 1 項) 英国に関連する活動を行う外国諜報機関を実質的に援助する可能性が高い行為 (直接的・間接的かを問わず、情報や物品、サービス、金銭的な利益を提供する行為を含む。)を、それを知りながら、行うこと (第 2 項、第 3 項)	14 年以下の拘禁刑若しくは罰金、又はその両方

¹ 第 1～3 条で「知りながら」と訳出した箇所は、原文では「know or having regard to other matters known to them ought reasonably to know」と表現されている。英国政府のウェブサイトによれば、この趣旨は、「擬制認識」(現実に認識していなくても、合理的な注意を払えば認識したであろう事実について、認識があるとみなされること)も含むことにあるとされる「Journalistic freedoms: National Security Bill factsheet.” 英国政府ウェブサイト <<https://www.gov.uk/government/publications/national-security-bill-factsheets/journalistic-freedoms-national-security-bill-factsheet>>; 田中英夫『英米法辞典』東京大学出版会, 1991, p.189)。

² 英国政府のウェブサイトでは、「防衛情報」や「我が国の情報機関の活動」が例示されている(“New espionage of fences: factsheet.” 英国政府ウェブサイト <<https://www.gov.uk/government/publications/national-security-bill-factsheets/espionage-etc-national-security-bill-factsheet#case-studies>>)。

³ 想定される情報として、センシティブな AI 技術や民生用の核技術、クリーンエネルギー技術に関する情報が例示されている(“National Security Act 2023: Explanatory Notes,” p.7. Legislation.gov.uk website <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/32/notes/division/6/index.htm>>)。

1989年公務秘密法		
第1条～第6条、第10条	政府職員（第1次的な漏洩）やその他の者（第2次的な漏洩）が、以下の情報（①防諜・諜報（security and intelligence）、②防衛、③国際関係、④犯罪、⑤政府による盗聴・郵便・その他の通信の傍受に関する情報、⑥防諜・諜報・防衛・国際関係についての情報で、他国又は国際組織に内密に伝達されたもの）を漏洩する行為	2年以下の拘禁刑若しくは罰金、又はその両方など

担当：行政法務課 福田健志

令和7年7月31日
 調査及び立法考査局
 行政法務調査室・課

ドイツの機密保全法制(罰則)

ドイツでは、刑法典 (Strafgesetzbuch (StGB)) において、国家機密の漏洩や探知、工作員活動などに対する罰則規定が置かれている。

刑法典において「国家機密」とは、「限定された範囲の者のみが知り得、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して重大な不利益を及ぼす危険を回避するため、外国の勢力に対して秘密にしておかなければならない事実、客体又は知識」(第93条第1項)をいう¹⁾。一方で、「自由で民主的な基本秩序に反する事実、又は国家間で合意した軍備の制限に、ドイツ連邦共和国の条約相手国に秘密にしたまま違反する事実」(同条第2項)は「非合法秘密」とされ、国家機密からは除かれる。

○刑法典における主な処罰行為の種類

該当条文	処罰行為の種類	罰則内容
第94条 (反逆)	<u>国家機密を、</u> (1) 外国の勢力若しくはその仲介者(以下「外国勢力等」)に報告し、又は (2) その他、ドイツ連邦共和国(以下「国家」)に不利益を与え若しくは外国の勢力に利益を与えるために、無権限の者に得させ、若しくは公表し、 これにより国家の対外的安全に対して重大な不利益を及ぼす危険を引き起こす行為	1年以上(特に重い事案では、無期又は5年以上)の自由刑
第95条 (国家機密の漏示)	<u>行政機関等によって保全措置がとられた国家機密</u> を無権限の者に得させ、又は公表し、これにより国家の対外的安全に対して重大な不利益を及ぼす危険を引き起こす行為(第94条の処罰対象にならない場合)	6月以上5年以下(特に重い事案では、1年以上10年以下)の自由刑

¹⁾ 「国家機密」の要件のうち、「限定された範囲の者のみが知り得」(限定入手可能性)については、形式的な基準(秘密保全措置がなされているか否かなど)ではなく、実質的な基準(限定された範囲の者にのみアクセス可能であるか否かなど)で判断するとされる。ただし、例えば「行政機関等によって保全措置がとられた国家機密」の漏示を規定する第95条の対象は、秘密保全措置がなされたものに限定されているとされる。また、「国家機密」について、情報の種類(例えば政治、軍事、諜報、経済等)は問わないとされる(久保田隆「ドイツ刑法典における国家秘密侵害の罪に関する序論的検討」『信州大学経法論集』2021.3, pp.65-66, 70.)。

該当条文	処罰行為の類型	罰則内容
第 96 条 (反逆的な探知・ 国家機密の探索)	反逆 (第 94 条) を目的とした <u>国家機密</u> の入手 (第 1 項)	1 年以上 10 年以下の自由刑
	<u>行政機関等によって保全措置がとられた国家機密</u> の漏示 (第 95 条) を目的とした国家機密の入手 (第 2 項)	6 月以上 5 年以下の自由刑
第 97 条 (国家機密の漏洩)	<u>行政機関等によって保全措置がとられた国家機密</u> の無権限者への提供・公表によって、過失により、国家の対外的安全に対して重大な不利益を及ぼす行為 (第 1 項)	5 年以下の自由刑又は罰金
	<u>行政機関等によって保全措置がとられた国家機密</u> の無権限者への軽率な提供によって、過失により、国家の対外的安全に対して重大な不利益を及ぼす行為 (第 2 項)	3 年以下の自由刑又は罰金
第 97a 条 (非合法秘密による 反逆)	第 93 条第 2 項の規定によって国家機密とならない秘密 (非合法秘密) を外国勢力等に報告し、国家の対外的安全に対して重大な不利益を及ぼす行為	第 94 条と同一の刑
第 97b 条 (非合法秘密と誤認 しての反逆)	第 94 条から第 97 条までの行為について、行為者が国家機密を非合法秘密であると誤信して行為した場合で、(1)その錯誤について行為者を非難し得るとき、(2)誤信した違反に対抗する目的で行為したのではないとき、又は(3)行為が諸事情に鑑みその目的のための相当な手段とはいえないとき	各条文に対応する罰則
第 98 条 (反逆のための工作 員活動)	外国の勢力のために <u>国家機密</u> の入手・報告を目的とした活動を行うこと、又は外国勢力等に対してそのような活動を行うつもりのある旨を表明する行為 (第 94 条・第 96 条第 1 項の処罰対象にならない場合)	5 年以下の自由刑又は罰金 (特に重い事案では、1 年以上 10 年以下の自由刑)
第 99 条 (諜報機関の工作員 活動)	外国の勢力の諜報機関のために、国家に対して諜報活動を行うこと、又はそのような活動を行うつもりのある旨を表明する行為 (第 94 条・第 96 条第 1 項等の処罰対象にならない場合)	5 年以下の自由刑又は罰金 (特に重い事案では、1 年以上 10 年以下の自由刑)
第 353 条 b (職務上の秘密及び 特別の秘密保持義務 の侵害)	公務担当者等が <u>秘密</u> ² を権限なく漏示し、これにより、重要な公の利益を危殆化する行為	5 年以下の自由刑又は罰金など

担当：行政法務課 福田健志

² 同条の「秘密」は、「国家機密」(第 93 条第 1 項) よりも広い概念とされる。過去の裁判例では、機密外交文書上での捜査に関する情報の漏示や、連邦国境警備隊員に関する勤務評定の東独情報機関への提供などが「重要な公の利益を危殆化する行為」と判断されたとされる (植松健一「ドイツ」田島泰彦・清水勉編『秘密保全法批判』日本評論社, 2013, pp.194-195.)。

令和7年7月31日
 調査及び立法考査局
 行政法務調査室・課

フランスの機密保全法制(罰則)

フランスでは、刑法典 (Code pénal) において、外国との通謀、情報の引渡し等に対する罰則規定 (第 411-4 条～第 411-8 条) が置かれている。第 411-5 条以下で構成要件の一つとされる「国民の基本的利益」とは、「独立、領土の保全、安全の保障、制度の共和的形態、国防及び外交の手段、フランス及び外国における国民の保護、自然環境及びその他の環境との均衡並びに科学的経済的 (特に農業に関するもの) 能力及び文化的遺産の基本的な要素」とされている (第 410-1 条)。

また、刑法典第 413-9 条から第 413-12 条までの規定において、「国防の秘密」の漏洩に対する罰則が規定されている。「国防の秘密」とは、「国防に関する情報、技法、物品、文書、情報処理データ又はファイルであって、配布を制限するための保護措置の対象となるもの」とされている (第 413-9 条第 1 項)。

○刑法典における主な処罰行為の類型

該当条文	処罰行為の類型	罰則内容
第 411-4 条 (通謀)	フランスに対する敵対行為又は侵略行為をそそのかす目的で外国政府、外国に属し若しくは外国の支配下にある企業・組織又はその要員 (以下「外国政府等」と内通する行為や、外国政府等に敵対行為・侵略行為の遂行手段を提供する行為	30 年以下の拘禁及び (又は) 45 万ユーロ以下の罰金
第 411-5 条 (単純通謀)	外国政府等と内通する行為 (<u>国民の基本的利益を害する性質を帯びる場合</u>)	10 年以下の拘禁及び (又は) 15 万ユーロ以下の罰金
第 411-6 条 (情報の引渡し)	外国政府等に情報等を引き渡す行為又は入手させる行為 (<u>国民の基本的利益を害する性質を帯びる場合</u>)	15 年以下の拘禁及び (又は) 22 万 5 千ユーロ以下の罰金
第 411-7 条 (情報の不正入手)	外国政府等に引き渡す目的をもって、情報等を入手又は収集する行為 (<u>国民の基本的利益を害する性質を帯びる場合</u>)	10 年以下の拘禁及び (又は) 15 万ユーロ以下の罰金
第 411-8 条 (情報の不正収集等)	外国政府等のために、情報等を取得し又は引き渡す目的をもって活動する行為 (<u>国民の基本的利益を害する性質を帯びる場合</u>)	

該当条文	処罰行為の種類	罰則内容
第 413-10 条 (特別義務者による国防の秘密の漏洩)	職務上の権限等に基づき「国防の秘密」を取り扱う者による、「国防の秘密」の漏洩等	7 年以下の拘禁及び (又は) 10 万ユーロ 以下の罰金
第 413-11 条 (非身分者による国防の秘密の漏洩)	第 413-10 条に定める者以外による、「国防の秘密」の漏洩等	5 年以下の拘禁及び (又は) 7 万 5 千ユー ロ以下の罰金

担当：行政法務課 福田健志

令和7年7月31日
 調査及び立法考査局
 外交防衛調査室・課

米国の合衆国法典におけるスパイ行為を禁じる規定

1. 保護対象となる情報の類型、罰則の内容

米国では、スパイ行為 (espionage) は、合衆国法典 (United States Code: USC) において、(1)国防情報の収集・提供の禁止等 (USC 第 18 編第 793-798 条)¹の規定を中心に、(2)米国政府の職員・被雇用者による機密指定情報等の提供の禁止等 (USC 第 18 編第 952 条²、第 50 編第 783 条³)、(3)機密指定情報の権限のない移転・保持の禁止等 (USC 第 18 編第 1924 条)⁴、(4)機密指定情報又は核兵器の設計・製造等に関連した情報の入手・提供等の禁止等 (USC 第 18 編第 1030 条⁵、USC 第 42 編第 2274 条⁶)、(5)情報部門職員等の身元の保護等 (USC 第 50 編第 3121 条)⁷ 等の規定により禁じられている⁸。

主な規定の禁止事項及び罰則は以下のとおりである (下線は保護対象の情報等)。

(1) 国防情報の収集・提供の禁止等 (USC 第 18 編第 793-798 条)

- 米国に損害を及ぼす又は外国の利益となることを意図・認識しながら、国防情報を収集又は権限のない者に提供すること (罰金若しくは 10 年以下の自由刑又はその併科)
- 米国に損害を及ぼす又は外国の利益となることを意図・認識しながら、国防情報を外国政府に提供すること、戦時に敵国に有益となることを意図しながら米軍の部隊移動や装備等の情報を提供すること (死刑又は終身・有期の自由刑)
- 大統領が指定する重要な軍事施設の写真撮影や図面・地図の作成、それらの公表、販売等を行うこと (罰金若しくは 1 年以下の自由刑又はその併科)

(2) 米国政府の職員・被雇用者による機密指定情報等の提供の禁止等 (USC 第 18 編第 952 条、第 50 編第 783 条)

- 米国政府の職員・被雇用者が外交情報 (外交暗号や通信) の公表等を意図的に権限なく行うこと (罰金若しくは 10 年以下の自由刑又はその併科)
- 米国政府の職員・被雇用者が外国政府関係者等に対し機密指定情報を権限なく提供すること、

¹ 1917 年防諜法 (Espionage Act of 1917) によって定められた。以後数次の改正を経て現行の規定に至る。以下同じ。

² 1948 年の犯罪及び刑事手続改正法 (Act to revise, codify, and enact into positive law, Title 18 of the United States Code, entitled “Crimes and Criminal Procedure”)。

³ 1950 年国内安全保障法 (Internal Security Act of 1950)。

⁴ 1995 年会計年度情報権限法 (Intelligence Authorization Act for Fiscal Year 1995)。

⁵ 1984 年偽造アクセス機器及びコンピュータ詐欺・濫用法 (Counterfeit Access Device and Computer Fraud and Abuse Act of 1984)。

⁶ 1954 年原子力エネルギー法 (Atomic Energy Act of 1954)。

⁷ 1982 年情報身元保護法 (The Intelligence Identities and Protection Act of 1982)。

⁸ Stephen P. Mulligan and Jennifer K. Elsea, “Criminal Prohibitions on Leaks and Other Disclosures of Classified Defense Information,” *CRS Report*, R41404, May 11, 2023, pp.2-11.

また、外国政府関係者等が米国政府の職員・被雇用者から機密指定情報を直接・間接に入手すること（1万ドル以下の罰金若しくは10年以下の自由刑又はその併科）

(3) 機密指定情報の権限のない移転・保持の禁止等（USC 第 18 編第 1924 条）

○米国政府職員等が機密指定情報を自ら保有する意図で本来許可されていない場所に権限なく移転すること（罰金若しくは5年以下の自由刑又はその併科）

(4) 機密指定情報又は核兵器の設計・製造等に関連した情報の入手・提供等の禁止等（USC 第 18 編第 1030 条、USC 第 42 編第 2274 条）

○米国に損害を及ぼす又は外国の利益となることを意図・認識しながら、権限なくコンピュータにアクセスし、機密指定情報又は核兵器の設計・製造等に関連した情報（核兵器の設計・製造・利用、特殊核物質の製造、エネルギー製造における特殊核物質の利用等に関連した諸情報）を入手すること又は権限のない者に提供すること（累犯の場合は罰金若しくは20年以下の自由刑又はその併科、それ以外の場合は罰金若しくは10年以下の自由刑又はその併科）

○米国に損害を及ぼす又は外国の利益となることを意図・認識しながら、核兵器の設計・製造等に関連した情報を合法又は違法に保有し、他者に提供すること（意図した上で行った場合は終身・有期の自由刑若しくは10万ドル以下の罰金又はその併科、認識した上で行った場合は10年以下の自由刑若しくは5万ドル以下の罰金又はその併科）

(5) 情報部門職員等の身元の保護等（USC 第 50 編第 3121 条）

○非公然活動に携わる情報部門職員等（情報部門職員、エージェント、情報提供者及び情報源）の特定につながる機密情報へのアクセス権限を有する者が、権限のない者に当該情報の意図的な開示を行うこと（罰金若しくは15年以下の自由刑又はその併科）

○機密情報へのアクセスの結果、情報部門職員等の身分を知った者が、権限のない者に当該情報の意図的な開示を行うこと（罰金若しくは10年以下の自由刑又はその併科）

2. 人権や憲法との関係

○保護対象の情報に関する禁止事項（特に(1)国防情報の収集・提供の禁止等）の規定においては、故意に関し複数の要件を設けており、例えば、国防情報の収集・提供の禁止については、当該情報が「合衆国に損害を及ぼし、又は外国の利益となるために使用される」ことを「意図し、又は信じる理由をもって」行動したことを要件としている（第 793 条 a 項～c 項、第 794 条）⁹。

○法律の文言上、禁止の対象は最初の情報漏えい者（政府職員等）に限定されているわけではないが、政府は、機密情報やその他の保護対象情報の受領を理由に報道機関を起訴したことはない¹⁰。

担当：外交防衛課 島村智子

⁹ 連邦最高裁判所は 1941 年の判決において、この規定は、被告人が合衆国に対して悪意をもって行動したことを要件と定めたものであると判断した。Mulligan and Elsea, *op.cit.*(8), pp.9-10.

¹⁰ *ibid.*, pp.23-24.